

綾瀬市法外援護給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）に定めるもののほか、行旅人に対し、援護を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法外援護 法による給付の対象とならない援護をいう。
- (2) 行旅人 行旅中に歩行困難となり、治療を要する状態に陥り、当人に医療費の支払能力がなく、かつ、救護者のない者をいう。
- (3) 現物給付 医療の給付を金銭給付によらず、直接、対象者に対して行うことをいう。

(給付の要件)

第3条 給付の要件は、行旅人が救急車で医療機関に搬送され、応急診療を受けたものの、所持金がなく、かつ、法の援護の対象とならない場合に医療費の給付を行う。

(給付額)

第4条 給付額は、行旅人が、救急医療機関で受けた応急の医療費を限度とする。

(給付の方法)

第5条 給付の方法は、現物給付によるものとし、医療機関が提出する法外援護（行旅人医療援助）報告書（別記様式）に基づき行うものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、法外援護（行旅人医療援助）報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、可否を決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(綾瀬市生活保護法による被保護者の法外援護実施要綱の廃止)

- 2 綾瀬市生活保護法による被保護者の法外援護実施要綱（昭和55年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式

法外援護（行旅人医療援助）報告

平成 年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 所在地

名称

印

電話番号（担当）

次の者について、 年 月 日当院で診察いたしましたが、所持金がなく医療費を支払う
ことができませんでしたので、その経過について報告します。

患者名	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
受診の 経緯			
受診内容 ・ 症状			
医療費			円

診療内容の分かるレセプト等を添付してください。

